

令和6年8月9日(金)  
令和6年度保健師中央会議  
資料6

# 分野横断的な地域の保健課題に対応した戦略的な保健活動の推進 ～滋賀県の取り組みの現状と課題～



しがのハグ

しがのクミ

滋賀県健康づくりキャラクター「しがのハグ&クミ」

**滋賀県健康医療福祉部医療政策課  
主席参事（統括保健師）宇野 千賀子**

# 滋賀県保健師の現状

人口(R6.4.1)

計 1,400,910人

65歳以上人口

374,189人(26.7%)

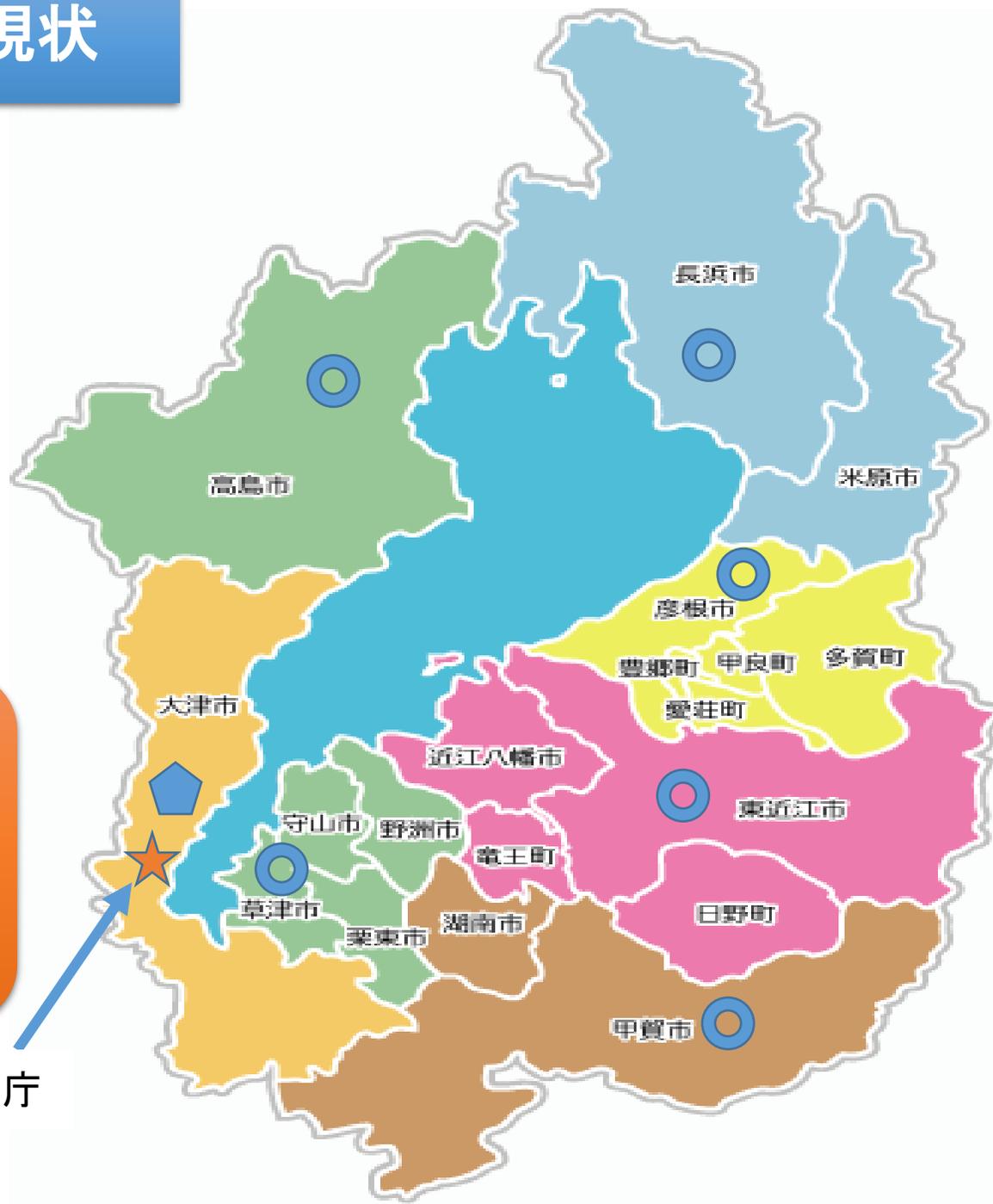
19市町 7保健医療圏域

大津市は保健所設置

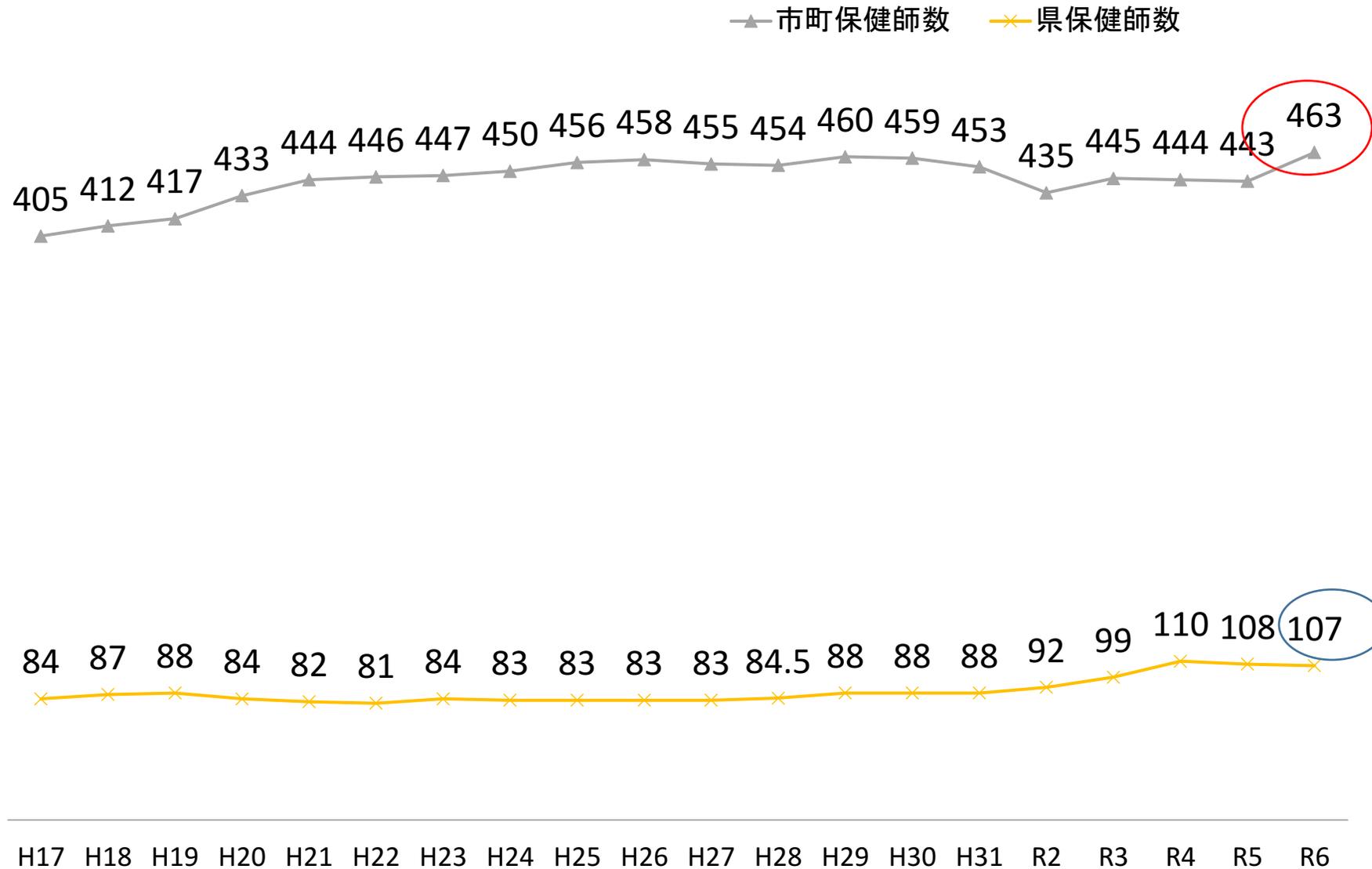
県保健所 6か所

滋賀県は、平均寿命(男性82.73歳 全国1位、女性88.26歳 全国2位)・健康寿命が全国上位に!

県庁



# 県・市町保健師数の推移



# 滋賀県の保健師活動 「滋賀県保健師活動指針」策定

きいて、みて、つないで、動き、つくって、みせる  
保健師に！

めざす姿

## 地域に責任をもつ保健師活動

「滋賀県保健師活動指針」（H26.3策定）作成のプロセス

- ・めざす姿を位置づけ、実現のための保健師活動を検討
- ・保健活動実態調査（めざす姿と活動の現状の乖離を明らかにする）
- ・3つの部会に全市町統括保健師、県保健所統括保健師が参画・分担執筆  
「統括保健師部会」「現任教育部会」「地区担当部会」

滋賀県では、保健師の人材育成として平成19年度に「滋賀県保健指導技術高度化支援検討会」を設置し、県だけでなく、市町の保健師を含む保健師活動指針やガイドライン等を策定。組織的かつ継続的な人材育成の強化に取り組んでいる。

H26年に策定した「滋賀県保健師活動指針」では、めざす活動を「地域に責任を持つ保健師活動」とし、そのための体制として、県及び市町ともに地区担当制、統括保健師の配置、人材育成を推進した。滋賀県保健師活動指針による実践は、毎年度評価（保健師活動調査）し、市町・県保健師と共有している。

こうした保健師の活動体制を基盤として、全世代型地域包括ケアシステムの構築を目指している。



指針を見れば、統括保健師の配置、役割について理解でき、実践できるように書こう！

## 「滋賀県保健師活動指針」(H26.3月)の概要

### <社会の変化>

生活習慣病の増加、世界に例を見ない少子高齢化、家庭機能の低下、地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの脆弱化、さらに雇用基盤の脆弱化、健康格差の存在。

### <保健師の活動の現状と課題>

- ・保健・福祉事業の細分化、縦割り化による分散配置、業務担当制
- ・分野横断的に地域全体を把握し、総合的に事業を展開する機能の低下

保健師活動  
の在り方が  
変容

## 「地域における保健師の保健活動に関する指針 (平成25年4月19日付健発0419第1号 健康局長通知)」

- これまでの活動指針活動指針(H15.10)  
健康局長通知・総務課長通知・保健指導官事務連絡の3部構成
- 経過  
H24.7「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改定  
H25.3「地域における保健師の保健活動に関する検討会報告」
- 今回の指針のポイント(通知「記」より)
  - 1) 保健師が健康課題を明らかにし、企画・立案・実施・評価できる体制整備  
地区担当制の推進、各種計画策定に十分かわる体制整備
  - 2) 保健師の計画的・継続的確保
  - 3) 保健師の適切な配置、統括保健師の配置(横断的総合調整の役割 等)
  - 4) 現任教育の推進

## 【めざす姿】地域に責任を持つ保健師活動

### ★地域に責任を持つ保健師活動とは・・・

保健師が一定の地区を担当し、地区の健康情報・健康データの分析結果を活かしながら、地域全体の健康課題を把握し、個人や世帯のケースマネジメントや、人と人をつなぎ、その人々の力で、さらに住民の力を引き出し、住民が主体的に課題を解決する能力を高めるとともに、必要に応じて施策を作り出す活動を通じ、地域で暮らす人々の健康水準の向上をめざす活動



## 推進体制



### ☆地区活動の推進

地域の健康格差を縮小させながら、健康水準の向上のため一人ひとりの健康問題を地域社会の健康問題と切り離さずに捉え、個人や環境、地域全体に働きかけ、個別と地域の動きを作り出す活動

### <三つの体制>

- 地区担当制の推進
- 統括保健師の配置
- 体系的人材育成

## めざす姿を実現するための実践活動

- 1 地域に入り込み根幹から課題を解決する地域活動
  - 家庭訪問などを通じて生活の場に直接関わり、健康課題の背景にある「生活」や「暮らし」を把握し改善する。
  - 家族や地域の人的資源を発掘し、つなぎ、組織化し根本から健康課題の解決を図る。
  - 単に「住民からの窓口」になるのではなく地域を丸ごとみながら優先性・緊急性・実効性を判断する。
- 2 「生活」や「暮らし」を的確に捉え、その中に入り健康課題の把握やソーシャルキャピタルを醸成・推進する活動
  - 縦割りではなく、地域単位・地区単位で人々の力やネットワークをつなぎ活動を活性化させる保健師活動
  - ソーシャルキャピタルの醸成
- 3 日常的な保健活動を通じ、求めがなくても必要なところに入り込む活動
  - 地域とのつながりの希薄化、社会的要因による健康状態の差に対応する
  - 行政保健師として、表出されない課題をとらえ、潜在している問題に、予防的に対応する。



## 滋賀県保健師活動指針で示している統括保健師の役割

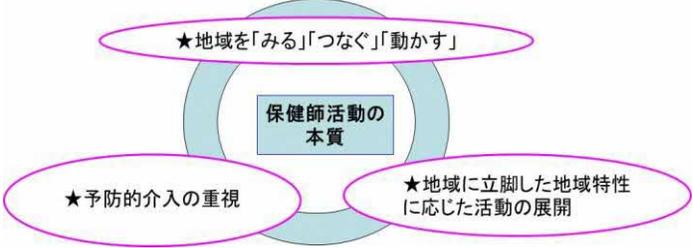
1. 保健活動の総合調整および支援を行う
2. 保健師の計画的な人材確保を行い、資質の向上を図る
3. 保健師の保健活動に関する調査および研修を行う
4. 事業計画の策定、事業の企画および立案、予算の確保、事業の評価等を行う
5. 所属する部署内の連絡および調整を行うとともに、高齢者保健福祉、母子保健福祉、障害者保健福祉、医療保険、学校保健、職域保健、医療分野等の関係部門および関係機関とのデータ等を含め密接な連携および調整を行う
6. 災害時を含む健康危機管理における保健活動の連絡および調整を行うこと。また、保健師を被災地へ派遣する際の手続等についてあらかじめ定めておく
7. 国や都道府県等の保健活動に関する情報を関係機関および施設に提供する
8. 国民健康保険団体連合会や看護職能団体等の関係団体との連携および調整を行う
9. 国や地方公共団体の保健活動の推進のため、積極的な広報活動を行う
10. その他、当該地方公共団体の計画策定および政策の企画および立案に参画する

# 滋賀県保健師人材育成指針(H31.3月)

## 滋賀県保健師人材育成方針

### ★【めざす姿】地域に責任を持つ保健師活動

保健師が一定の地区を担当し、地区の健康情報・健康データの分析結果を活かしながら、地域全体の健康課題を把握し、個人や世帯のケースマネジメントや、人と人をつなぎ、その人々の力で、さらに住民の力を引き出し、住民が主体的に課題を解決する能力を高めるとともに、必要に応じて施策を作り出す活動を通じ、地域で暮らす人々の健康水準の向上をめざす活動

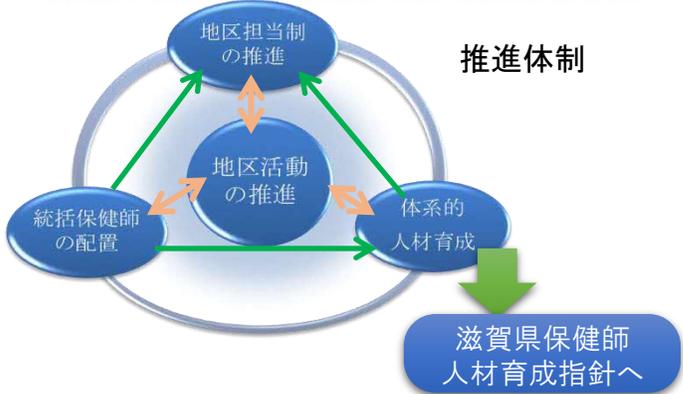


## 人材育成のための体制づくり

1. 人材育成支援体制  
人材育成担当者の配置
2. 保健師全体会議  
保健師マインドの醸成・保健師活動のコアを育てる
3. 新規採用時の支援
4. 研修体系の構築  
OJT、Off-JT、自己啓発
5. キャリアパスの活用
6. ジョブローテーション
7. 産前産後の休業・育児休業利用者への支援

### 滋賀県保健師のキャリアラダーの活用

## 「滋賀県保健師活動指針」(H26.3月)



## 滋賀県保健師人材育成指針の活用方法の例

**滋賀県版保健師キャリアラダー**

活用様式等	内容	頻度
■キャリアパスのチェック票(様式3)	毎年度、年1~2回程度確認	→
■新規採用時の確認シート(様式1)採用時	新規採用時、採用から3年程度で評価、その後、次の目標を設定し更新(数年程度)	→
■保健師の目標シート(様式2)	新規採用時、採用から3年程度で評価、その後、次の目標を設定し更新(数年程度)	→
■滋賀県保健師人材育成シート(様式4)	毎年度更新	→
■研修履歴表(様式5)(参考)	毎年度更新	→

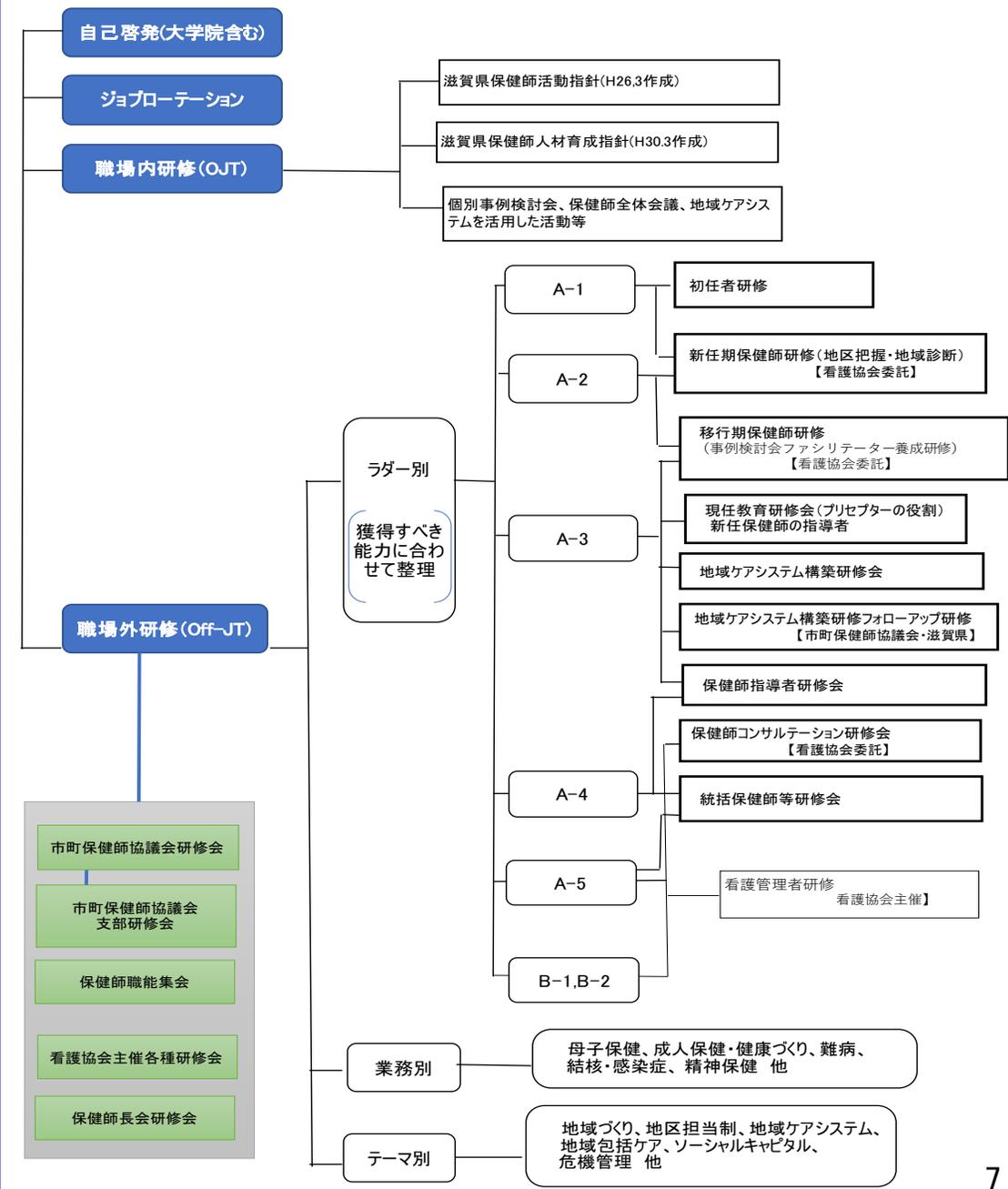


◆人材育成体制整備

\* 各職場において、次のような人材育成体制を整備する

- ① 統括保健師の配置
- ② 人材育成担当者の配置
- ③ 保健師連絡会議開催
- ④ 保健活動の計画と評価の実践

### 令和6年度滋賀県保健師人材育成体系



# 滋賀の保健師活動調査の実施(毎年度評価)

## 令和5年度 保健師活動に関する実施状況調査結果

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

「地域における保健師の保健活動に関する指針(平成25年4月19日付健発0419第1号)」(以下「保健師活動指針」という。)および「滋賀県保健師活動指針」(平成26年3月作成)および「滋賀県保健師人材育成指針」(平成31年3月作成)を受け、本県の保健師活動の現状を把握し、今後の推進方策を検討するために実施する。

#### (2) 実施方法

##### ① 調査対象

19市町および6保健所(健康福祉事務所)

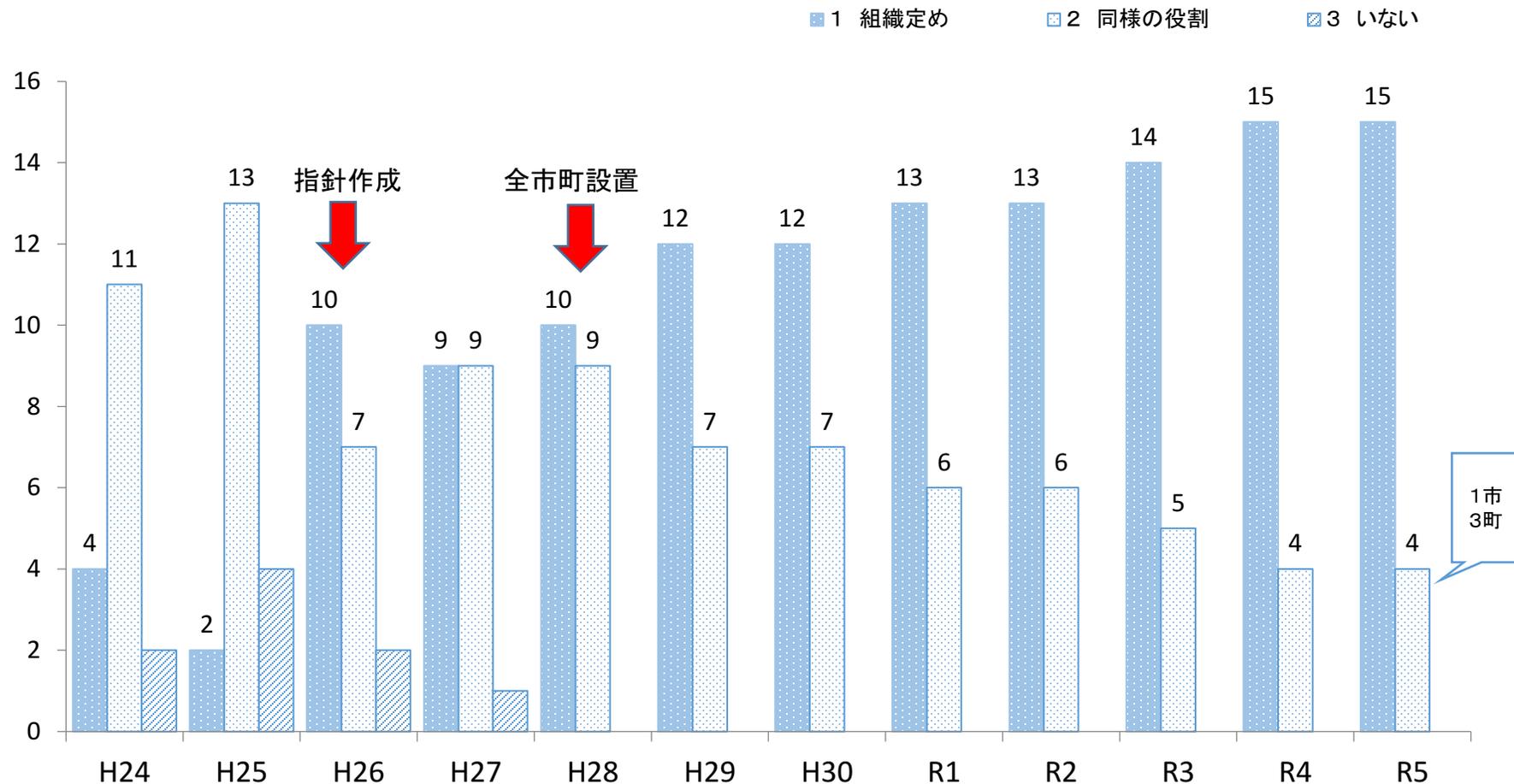
##### ② 調査方法

- ・「保健師活動指針」を読み合わせる。
- ・調査対象機関において、調査票内容について話し合いを行い、結果をまとめる。
- ・代表者が調査票に記載し、報告する。

##### ③ 調査期間

令和5年10月26日(木) ～ 令和5年12月15日(金)

## 統括保健師の位置づけ



※組織定めの内訳

- ①辞令交付:3市町
- ②要綱等設置:3市町(辞令交付1市町を含む)
- ③事務分掌:10市町

# 統括保健師配置の経緯

## <社会の変化>

生活習慣病の増加、世界に例を見ない少子高齢化、家庭機能の低下、地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの脆弱化、さらに雇用基盤の脆弱化、健康格差の存在。

## <保健師の活動の現状と課題>

- ・保健・福祉事業の細分化、縦割り化による分散配置、業務担当制
- ・分野横断的に地域全体を把握し、総合的に事業を展開する機能の低下

H25,4

- ・「**地域における保健師の保健活動について**」通知において「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整および推進し、技術的および専門的側面から指導する役割を担う部署を保健衛生部門等に位置付け、保健師を配置するよう努めること」と明記された。
- ・「**保健師活動指針**」において「保健師の保健活動の総合調整を担う部署に配置された保健師は、住民の健康の保持増進を図るための様々な活動等を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うことと明記された。

H26,3

- ・「**滋賀県保健師活動指針**」策定
- ・統括保健師の役割機能を記載

H26年度

- ・県庁、各健康福祉事務所に統括保健師配置(事務分掌上の位置づけ)

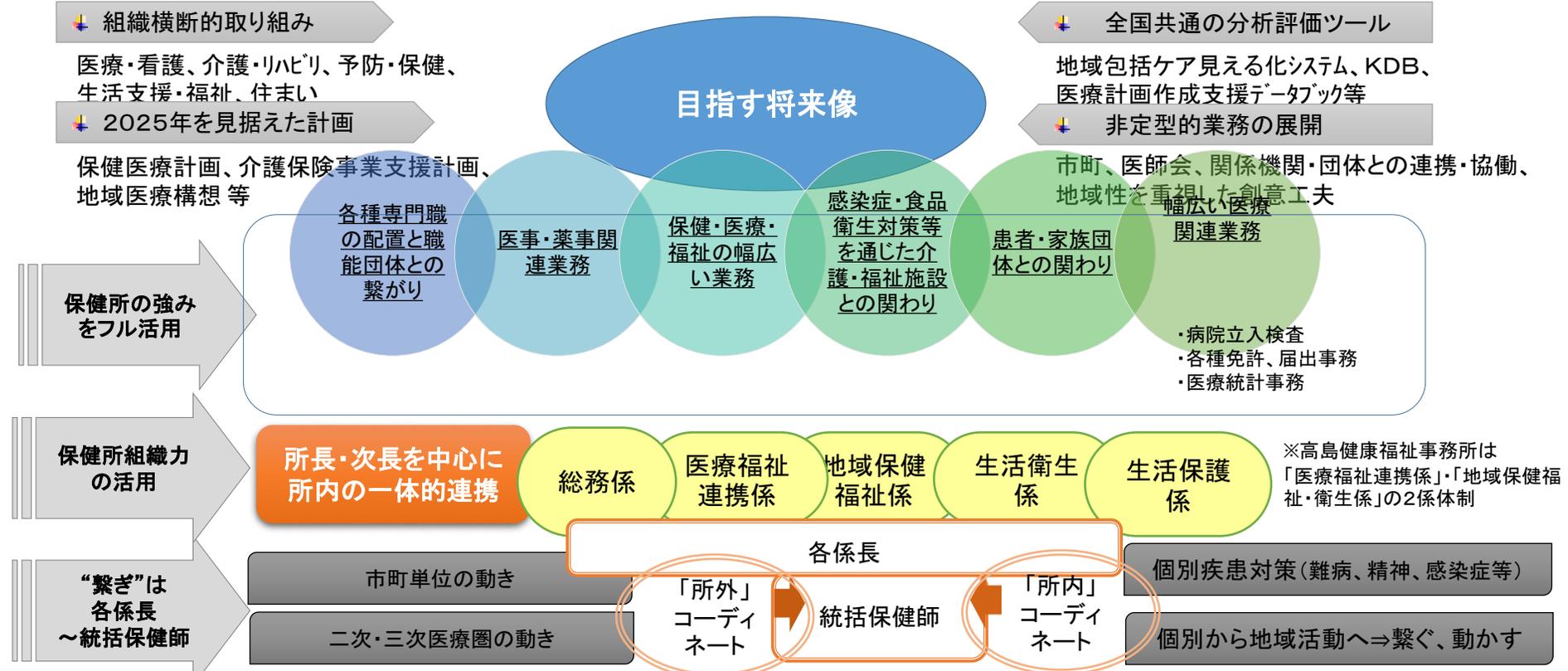
H29年度

- ・「**滋賀の医療福祉**」の確立へ～健康福祉事務所(保健所)改革～の中で、各健康福祉事務所の組織体制の再編、医療福祉連携系の係長に統括保健師を配置することが明記された

# 県の保健所が取り組む地域包括ケア体制づくり

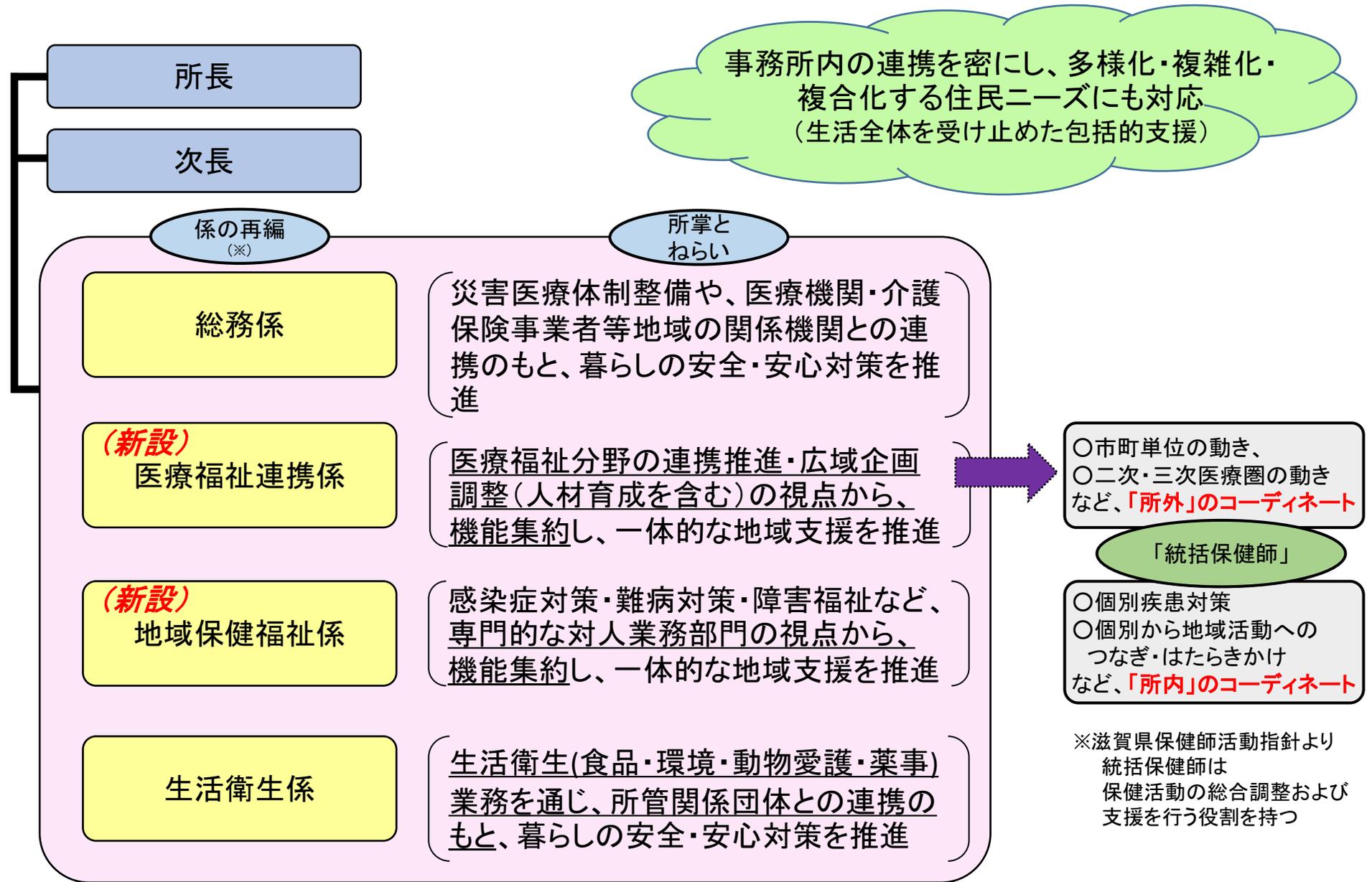
## 取組の視点

- ◎ 市町による日常生活圏域単位の地域包括ケアの仕組みに、県・保健所の取組が反映(統合)されること  
 ~そのためには~
  - 保健所・県の地域包括ケアにかかる取組ビジョンを明確にし、市町や関係者と共有することにより、同じ方向性で取組める環境をつくる
  - 市町の実情に応じた情報提供と事業の共同企画を行う:市町の取組の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえる必要がある
    - ・市町の取組の積み重ねが、県の取組に繋がる
  - 医師会等との広域団体や組織と密接に連携しつつ、協力関係を構築する
- ◎ 「たてわり」から「まるごと」へ … 業務ごとの縦割りでなく、家族ごと、地域ごと
  - 保健所“内”の取組の部署横断的な視点
  - 保健所“外”への取組について、多機関、多職種、多団体、市町まるごとを見て、アセスメントして、まるごと対応できる視点
  - 保健所“内+外”まるごとの視点



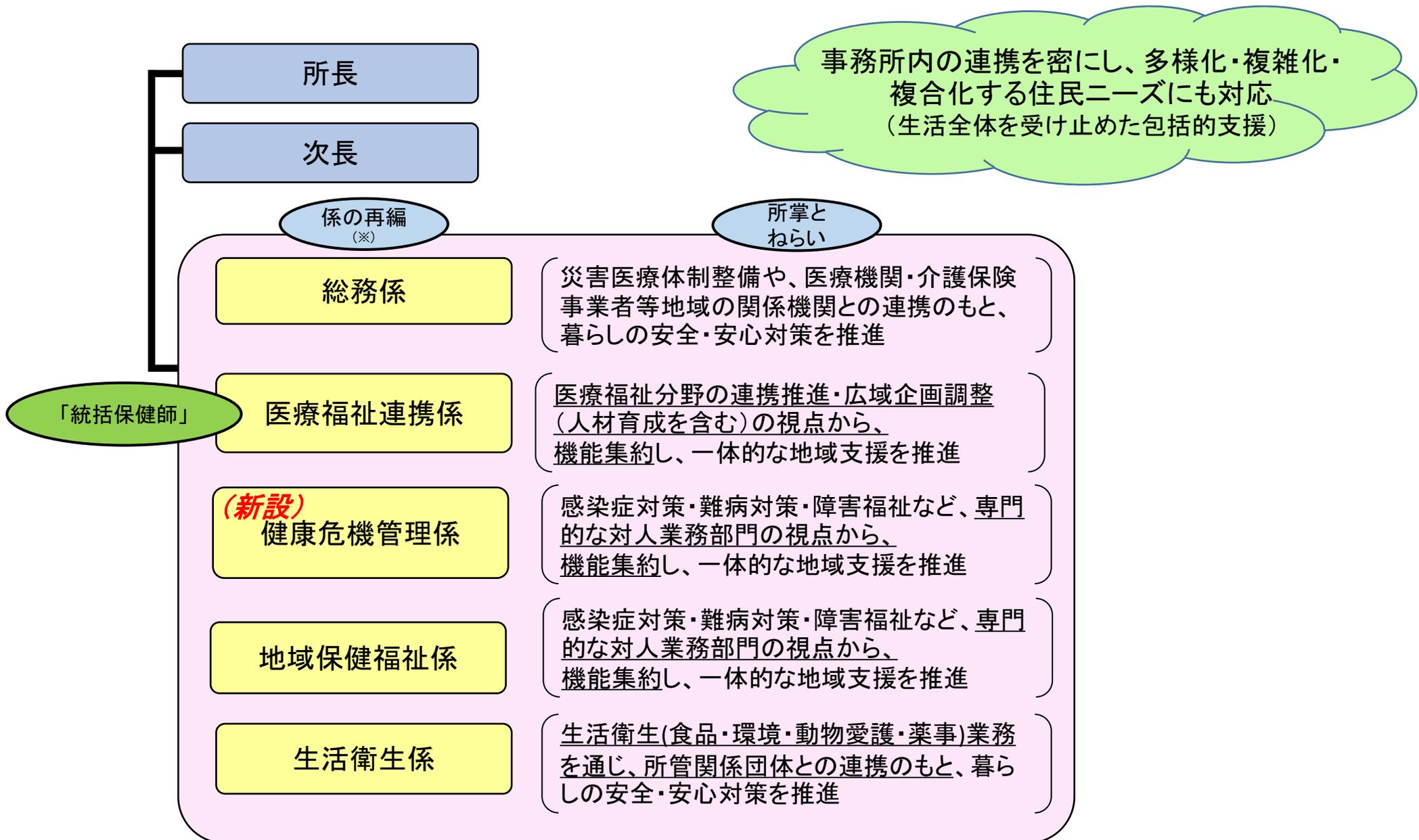
※滋賀県保健師活動指針による

# 平成29年度・健康福祉事務所(保健所)の組織再編について



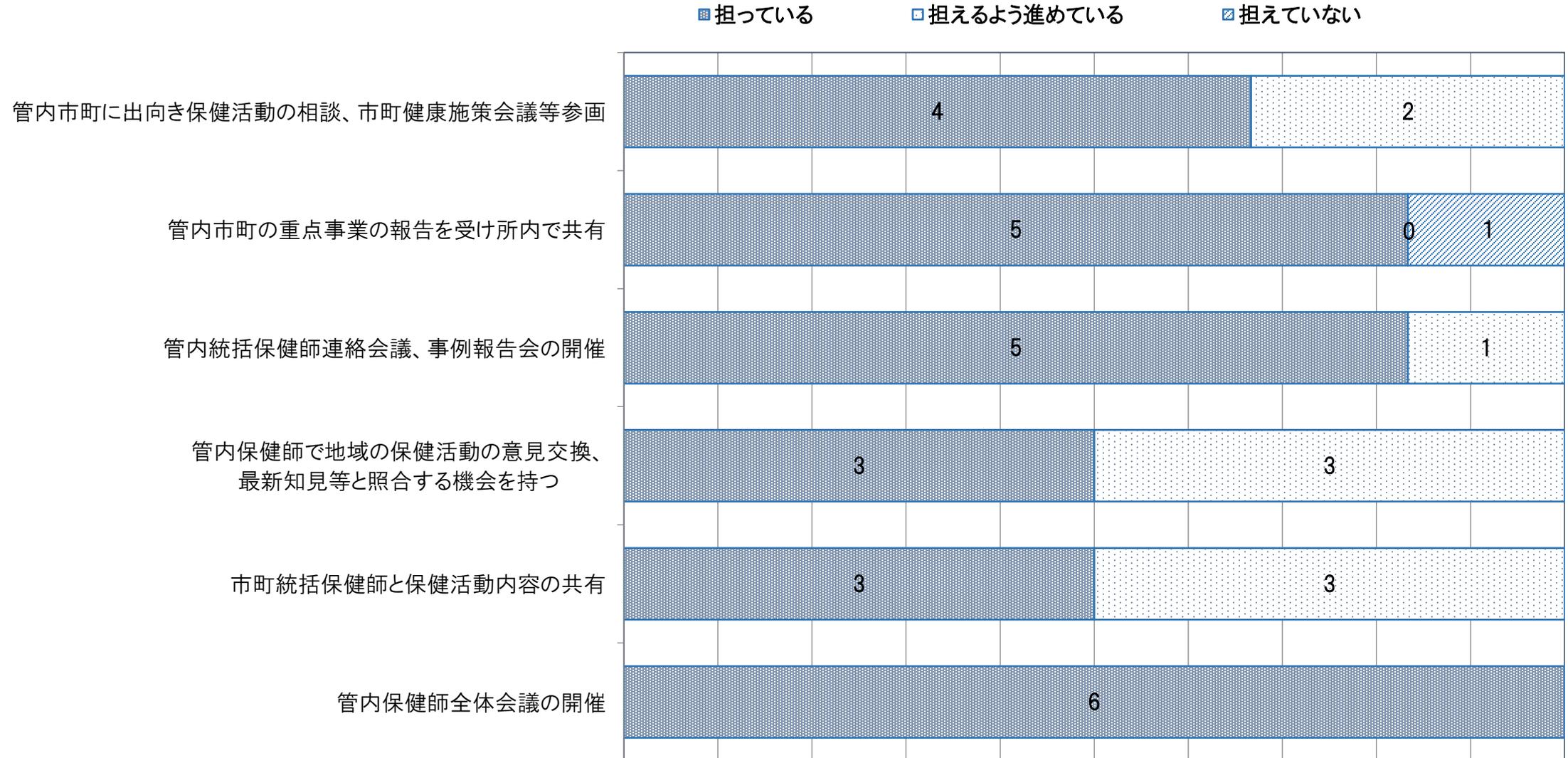
※東近江・湖東は、ほかに「生活保護係」あり(従前同様)。また、高島は、「医療福祉連携係」・「地域保健福祉・衛生係」の2係体制。

# 令和4年度・健康福祉事務所(保健所)の組織再編について



※東近江・湖東は、ほかに「生活保護係」あり(従前同様)。また、高島は、「医療福祉連携係」・「地域保健福祉・衛生係」の2係体制。

### 保健所統括保健師の役割等(抜粋)



# 健康危機管理対応計画(保健所の組織体制)

- 所長・次長・統括保健師で全体調整
- ICT推進・リスクコミュニケーション担当を設置

## 流行初期



## 流行初期以降



## 健康危機管理対処計画(役割分担)

役職および分担業務名	業務内容
保健所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定、全体指揮</li> <li>・本庁や保健所、関係機関との連携</li> </ul>
保健所次長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内・地域調整</li> <li>・本庁との情報共有・調整</li> <li>・本庁、市町、IHEATからの受援調整</li> <li>・広報(メディア向け対応含む)調整</li> <li>・職員の安全衛生、健康管理、労務管理</li> </ul>
所長補佐(統括保健師) ※企画調整担当(医療福祉連携係長)を兼ねる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所長補佐業務</li> <li>・地域対策の企画調整</li> <li>・圏域における関係機関調整</li> <li>・所内業務調整</li> </ul>
ICT推進・リスクコミュニケーション担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所内業務のICT化の推進</li> <li>・ホームページ等での発信強化</li> <li>・関係機関とのICT化による情報連携の推進</li> </ul>

# 県保健師配置の概要 (R6.4.1現在)

【市町村保健師:463名】 19市町(うち市保健所設置市1)

【県保健師:107名】 産休育児休暇中(7)、時短取得(4)  
参事級(8)、補佐級(4)

## ◎滋賀県健康医療福祉部 (県庁内)

県庁部内:保健師 27名

医療保険課、医療政策課、健康危機管理課、  
健康しが推進課、障害福祉課、  
医療福祉推進課  
健康福祉政策課、薬務課、生活衛生課、

保健師の配属課

## ◎滋賀県子ども若者部 (県庁内)

県庁部内:保健師 3名 子育て支援課

保健師の配属課

子ども若者政策・私学振興課、子どもの育ち学び支援課、子ども家庭支援課

## ◎保健所の県保健師 60名(6か所)

## ◎上記以外 20名

精神保健福祉センター(4名)、リハビリテーションセンター(3名)、  
衛生科学センター(1名)、子ども家庭相談センター(4名)

県警本部・教育委員会・県総務事務厚生課(健康管理)(各2名)

東京本部(国立感染症研究所派遣研修)(1名)、小児保健医療センター(1名)

## ◎保健師活動アドバイザー(医療政策課所属 1名)

# 令和5年度中の計画等の策定、変更について



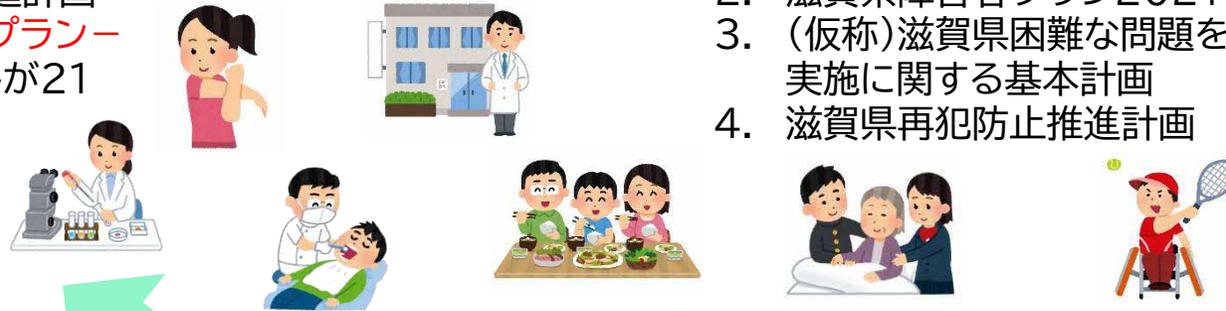
## 「健康しが」



### 滋賀県基本構想実施計画(第2期)

#### 政策1 からだとこころの健康づくり

1. 滋賀県感染症予防計画
2. (第3次)滋賀県食の安全・安心推進計画
3. 健康いきいき21ー健康しが推進プランー
4. 滋賀県歯科保健計画ー歯つらつしが21
5. 滋賀県食育推進計画
6. 滋賀県がん対策推進計画
7. 滋賀県循環器病対策推進計画
8. 滋賀県保健医療計画
9. 滋賀県外来医療計画
10. 滋賀県医師確保計画
11. レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン
12. 滋賀県医療費適正化計画(第4期)
13. 滋賀県国民健康保険運営方針(第3期)
14. 依存症総合対策計画
15. 滋賀県動物愛護管理推進計画



R5年度健康医療福祉部関係計画策定にかかる基本的な考え方

『誰もが自分らしく幸せを感じられる  
「健康しが」の実現』

#### 政策4 「自分らしさ」が大切にされ、 誰もが活躍できる共生社会づくり

1. 淡海ユニバーサルデザイン行動指針
2. 滋賀県障害者プラン2021
3. (仮称)滋賀県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画
4. 滋賀県再犯防止推進計画



# 滋賀県のとりくみの成果

1. 滋賀県保健師活動の目指す姿にむけて、地区担当制の推進、統括保健師の配置、体系的な人材育成の推進を柱に、県及び市町とともに指針を作成した。

2. 滋賀県保健師活動指針による実践は、毎年度評価（保健師活動調査）し、市町・県保健師と共有している。



- 県（本庁、保健所）及び全市町に統括保健師が配置（統括補佐の配置、統括保健師を支える体制づくり）
- 統括保健師間のネットワークづくりにより、連携の推進が図られてきた。

3. 保健師の人材育成の推進：研修体系の構築



- キャリアラダーに合わせた能力獲得のためのOJT、Off-JTを組み合わせた研修を体系化した。
- キャリアレベルチェック票を活用した人材育成支援
- 事業計画の策定、事業の企画および立案、予算の確保、事業の評価等を行う能力の獲得（各種保健医療福祉計画を策定し、適切かつ効果的に実践し、進行管理及び評価をできる。）

4. 災害時を含む健康危機管理における保健活動を、市町・保健所・本庁と連携しながら対応できた。



- 平時から市町・保健所・県で災害訓練の実施、健康危機管理対応計画の作成（組織体制の構築）
- コロナ対応：統括保健師間で調整し、保健所は市町保健師の支援が得られ、住民サービスの提供体制の充実が図れた。
- 災害派遣：県統括保健師会議でDHEAT派遣の順番を決定していたので、派遣調整・準備がスムーズに行えた。派遣後は、災害時の対応を意識して平時の保健活動にあたっている。県・市町保健師の合同チームでの保健師派遣により、4か月間の派遣が継続的に実施できた。

5. 市町・保健所圏域・全県の保健師間のつながり、顔のみえる関係のネットワークづくり